

松任市、石川郡美川町、同郡鶴来町、同郡河内村、同郡吉野谷村、同郡鳥越村、同郡尾口村及び同郡白峰村の廃置分合に伴う議会の議員の定数

平成16年6月22日

／松任市告示第96号／美川町告示第18号／鶴来町告示第30号／河内村告示第30号／吉野谷村告示第19号／鳥越村告示第29号／尾口村告示第7号／白峰村告示第3号／

松任市告示第96号

平成17年2月1日から松任市、石川郡美川町、同郡鶴来町、同郡河内村、同郡吉野谷村、同郡鳥越村、同郡尾口村及び同郡白峰村を廃し、その区域をもって、白山市を設置することに伴う議会の議員の定数を、地方自治法(昭和22年法律第67号)第91条第7項の規定により、次のとおり石川郡美川町、同郡鶴来町、同郡河内村、同郡吉野谷村、同郡鳥越村、同郡尾口村及び同郡白峰村と協議のうえ定めたので、同条第8項の規定により告示する。

平成16年6月22日

松任市長 角 光雄[印]

白山市の議会の議員の定数は、28人とする。

美川町告示第18号、鶴来町告示第30号、河内村告示第30号、吉野谷村告示第19号、鳥越村告示第29号、尾口村告示第7号、白峰村告示第3号で同様の告示を行った。